

1. 湧別町介護保険条例の一部改正について

第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料を定めるとともに、第1段階から第3段階までにおける保険料軽減措置を行うため、町介護保険条例を改正しました。

また、令和2年度に実施された新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免について、国による減免措置が令和3年度まで延長されたため、同条例のほか関連する町介護保険条例施行規則の一部を改正しました。

(第8期介護保険料)

所得段階	対象となる方		令和3年～5年度	
			基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 		基準額 ×0.3	18,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	30,000円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.7	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	54,000円
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額	60,000円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	72,000円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	78,000円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	90,000円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.7	102,000円

2. 湧別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

介護保険法の規定に基づき、居宅介護支援等事業、介護予防支援等事業、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に関する人員及び運営に関する基準が見直され、事業所による感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等に関する基準を定めるため、関連条例の一部改正を行いました。

(1) 湧別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

- (2) 湧別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 湧別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 湧別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(主な改正内容)

- ・高齢者虐待防止の推進
- ・会議や多職種連携における ICT の活用
- ・ハラスメント対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・感染症対策の強化

3. 湧別町介護保険条例施行規則の一部改正

令和3年4月1日に公布された介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、町介護保険条例施行規則の一部改正を行いました。

(主な改正内容)

- ・負担能力に応じた負担とする特定入所者介護（予防）サービス費における食費の自己負担上限額等の見直しに伴う申請様式の一部修正
- ・第1号被保険者の医療保険情報の追加に伴う要介護認定申請等様式の一部修正
- ・介護認定情報等の提示に関する届出者の同意欄追加に伴う居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書等様式の一部修正

4. 行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則等の一部改正

行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的とした国の行政手続や内部手続の押印見直しに伴い、関係規則等の一部改正を行いました。

- (1) 湧別町介護保険条例施行規則
- (2) 湧別町介護保険法施行細則
- (3) 湧別町老人福祉法施行細則
- (4) 湧別町指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

5. 湧別町有料老人ホーム設置運営指導要綱等の一部改正

国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正に伴い、本町の有料老人ホームに関する要綱等の一部改正を行いました。

- (1) 湧別町有料老人ホーム設置運営指導要綱
- (2) 湧別町有料老人ホーム設置運営手続要領
- (3) 湧別町有料老人ホーム設置運営指導指針
- (4) 湧別町有料老人ホーム指導検査実施要領

(主な改正内容)

- ・感染症対策の強化

- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講を義務付け
- ・ハラスメント対策の強化
- ・書面規制、対面規制の見直し（電磁的記録による保存等）
- ・重要事項説明書の項目追加（処遇改善加算・特定処遇改善加算等）
- ・前払金の保全措置の経過措置終了に伴う規定の見直し
- ・老人福祉法の一部改正に伴う引用条項の整理

6. 地域密着型サービス事業所の運営状況について

地域密着型サービスは、要介護等の状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が続けられるよう、身近な基礎自治体の中で提供される介護保険サービスとして、地域のニーズに応じて市町村単位で整備されています。

（令和3年度の実績）

(1) 新規指定 1件

指定事業所名：湧別町高齢者生活福祉センター（地域密着型通所介護）

事業者名：社会福祉法人湧別福祉会

(2) 指定更新 0件

本年度は、指定更新の対象事業所はありませんでした。

(3) 実地指導 5件

実施した事業所において、何れも適正に運営されていました。

- ・湧愛園ちゅーりっぷの里（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・湧別オホーツク園リラの杜（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・湖水の杜（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・グループホーム上湧別館（認知症対応型共同生活介護）
- ・デイサービス絆（地域密着型通所介護）

（町内の事業所数）

地域密着型サービス（介護予防含む）	内 容	町内事業所数
① 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	認知症グループホームへの入居	1カ所
② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所	3カ所
③ 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	サービス拠点でのデイサービス・短期宿泊および居宅への訪問介護	1カ所
④ 地域密着型通所介護	利用定員18人以下の通所介護	5カ所
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護	無
⑥ 夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	無
⑦ 認知症対応型通所介護（介護予防含む）	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	無
⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居	無
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護	無